

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第64号

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年四日市市規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給資格の<u>喪失</u>)</p> <p>第14条 受給資格者が<u>条例第3条第1項に規定する条件を満たなくなつたときは、受給資格を喪失するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定により受給資格者がその資格を喪失したとき又は受給を辞退するときは、障害者医療費受給資格喪失届(第12号様式)を添えて、速やかに市長に受給資格証を返還しなければならない。</u></p>	<p>(受給資格証の<u>返還</u>)</p> <p>第14条 受給資格者が<u>その資格を喪失したときは、障害者医療費受給資格喪失届(第12号様式)を添えて、速やかに市長に受給資格証を返還しなければならない。</u></p>

第1号様式を次のように改める。

第5号様式から第7号様式までを次のように改める。

第9号様式を次のように改める。

第 1 1 号様式及び第 1 2 号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式は、改正後の四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

- 3 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和3年四日市市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則 (平成30年四日市市規則第21号)	(略)	
四日市市身体障害者福祉法施行細則（平成15年四日市市規則第15号）	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則 (平成30年四日市市規則第21号)	(略)	
<u>四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(平成13四日市市規則第31号)</u>	<u>第1号様式、第4号様式、第9号様式、第11号様式及び第12号様式</u>	
四日市市身体障害者福祉法施行細則(平成15年四日市市規則第15号)	(略)	
(略)		

(健康福祉部障害福祉課)